

倫理学における「道德教育」としての側面の成立過程 －明治初期－中期の「倫理学」と「修身」の関係から－

服部圭祐

Development of the Aspect of Moral Education in Ethics: The Relationship between Rinri-gaku (Ethics) and Shūshin (Moral Education) in the Early to Mid-Meiji Period

Keisuke HATTORI

本研究は、明治初期から中期にかけての「倫理学」と道德教育の関係を確認することを通じて、それ以降の「倫理学」の研究・教授が、ある種の高等な道德教育としての側面を持つものと解されるようになった事実を明らかにする。明治初期に「科学」としての倫理学が日本に導入されたとき、それは「倫理学」ではなく「修身学」と呼称されていたが、この「修身学」の語が初等教育における道德教育を指す「修身」へと転用されたため、この「修身」と区別するために、新たに「倫理学」の語が使用されはじめた。しかしながら、そうした区別は「倫理学」の研究・教授を「修身」よりも高度な道德教育としての役割を持つものとして捉える発想を新たに生み出した。即ち、明治中期以降の「倫理学」は、「理論」的な部分と「実用」的な部分を持ち、道德現象の「理論」的分析から得られた成果を学生に伝え、その道德性を涵養する役割を持つものと考えられるようになったのである。

This study explores the relationship between “Rinri-gaku” (ethics) and “Shūshin” (moral education) in the early to mid-Meiji period. It highlights that Rinri-gaku was considered to possess the characteristic of a higher form of moral education thereafter. In the early Meiji period, when the concept of modern scientific ethics was first introduced, it was called “Shūshin-gaku.” However, the term, later simplified to Shūshin, referred only to moral education within the framework of elementary education. Therefore, a new term Rinri-gaku emerged to distinguish scientific ethics from Shūshin, however, it resulted in the perception of ethics as a higher form of moral education. Consequently, in the mid-Meiji period, Rinri-gaku was viewed as encompassing both, theoretical-scientific and practical-educational aspects, serving to convey the outcomes of the theoretical analysis of moral phenomena to students and foster their moral character.

はじめに

本稿の目的は、「倫理学」の成立した明治初期－中期の思想的状況の分析を通じ、道德現象を扱う学問領域としての「倫理学」が歴史的に保有する（していた）「道德教育」としての側面に光を当て

ることにある。今日の日本社会で「倫理学」は、大学等の研究機関または高等教育機関で研究・教授される学術領域として位置付けられ、初等・中等教育機関で行われる「道德教育」とは区別されることが一般的である。この区別は、小・中学校

の「道徳」科，ならびに高等学校の「公民」科などを中心に施される「道徳教育」が，個々の学生の道徳性の涵養を目的とするに対して¹，「倫理学」が道徳・倫理現象の学術的分析を第一目的とする以上，必然的なものであることは言うまでもない。しかしながら，現代社会における「倫理学」は，事実上そのような従来の区分に収まらない役割を要求されつつあるように思われる。というのは，近年の高等教育機関では，例えば医学・生命科学分野の学生に対して「生命倫理」を²，理工学分野の学生に対して「技術者倫理」を³，といったように，各専門分野に関する倫理的・道徳的知識の習得を課すことが広く行われているからである。その最大の例としては，2014年に決定された「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」で，各大学に対して「学生に対する研究倫理教育の実施を推進していくこと」⁴が求められるに至ったことが挙げられるだろう。

この状況は，医師・技術者・研究者などの高度な専門職に就くことが期待される学生に，適切な倫理的・道徳的知識や判断力を身に付けさせることの必要性が一般に認識されつつあることを示しているが，そうした試みは，従来の「道徳教育」には収まらない要素を含んでいる。なぜなら，前述の通り，これまで「道徳教育」と呼び習わされてきたものは，基本的に初等・中等教育におけるそれを指し，高等教育におけるそれが「道徳教育」の文脈で扱われることは稀であったからである⁵。確かに，「生命倫理」や「研究倫理」の要素が「道徳教育」に組み込まれることが従来なかったわけではないが⁶，「高等教育における道徳教育」自体を「道徳教育」上の一問題として設定する発想は，現在まで一般化してはこなかったといえる。

また，この「高等教育における道徳教育」の問題は，「倫理学」の文脈からも十分に主題化されてきたとは言いがたい。「生命倫理」や「技術者倫理」が倫理学上の重要な論点であることは贅言を要さないが，「倫理学」の使命は伝統的に，そうした道徳・倫理的問題の学術的検討に求められてきたため，それに関する知識を特定分野の学生に対して教授するというようなことは，必ずしも重視されてこなかったのである⁷。さらに言うと，「倫理学」で「道徳教育」が論じられる場合にも，やはり第一に初等・中等教育におけるそれが対象とな

ることが通常であって⁸，いずれにしても前述のような「高等教育における道徳教育」の要求の高まりに対する積極的な回答を，これまでの「倫理学」は用意できてはいないように思われる。

これは，今日の「高等教育における道徳教育」の問題に対応する上では，「倫理学」と「道徳教育」との区別自体に批判的な目線が向けられる必要があることを示している。言い換えれば，これまで「道徳教育」と対立的に捉えられてきた，高等教育機関における「倫理学」の研究・教授を，一種の道徳教育的な役割を果たす（べき）ものとして位置付け直すことが必要となる，と考えられるのである。といっても，それは「倫理学」の学術的意義の否認ではなく，「倫理学」的な知識や考え方を学ぶことの「道徳性」の涵養に与える影響を照明することにほかならない。

本稿はこの観点から，「倫理学」が一つの学問領域として成立するに至った歴史的過程を，「倫理学」と「道徳教育」との結びつきに着目しつつ確認することを試みる。即ち，本稿はこの作業を通じて，当初に於て「倫理学」が一種の「道徳教育」としての役割を与えられていた事実を浮き彫りとすることで，それを「高等教育における道徳教育」の側面を持つものとして捉える可能性を検証しようとするのである。勿論，これまでの研究においても，「倫理学」と道徳教育との歴史的関係が全く論じられてこなかったわけではないが，それは前述のような「倫理学」「道徳教育」の分離を前提しつつ，前者が後者を基礎付ける関係にあるものと解されることが主であり，上述のような倫理学の道徳教育的側面は，必ずしも意識的に検討されてはこなかったように思われる⁹。

まず本稿の第1節では，道徳現象を扱う学問領域が明治初期に「修身学」という形で成立した後，それが初等的な道徳教育を行う科目としての「修身」と，学問領域としての「倫理学」に分化したことを見る。その上で，続く第2節において，そうした分化が必ずしも両者の分断を意味せず，むしろ「倫理学」における学術的思索やその学習が，「修身」等で目指される道徳的発達の過程の延長線上に置き直されていったことを，明治中期の「倫理学」関係の諸文献に即して確認する¹⁰。こうした作業は，現代の「倫理学」の進むべき方向について直接的な示唆を与えるものではないが，少な

くとも今日の「倫理学」と「道德教育」の関係を再考する上での一つの手掛かりをもたらすであろう。

1. 明治初期における「修身学」の分化

道德・倫理現象に対する学術的考察は、明治以前にも儒学や仏教・国学などの形で行われていたといえるが、明治期以降、それが独立した一つの学問領域として位置付けられたことは、それ以前とは異なる特徴をそれに与えた。というのも、それは「道德」に関わる現象の分析を、「物質」「生物」「歴史」などの他の現象に対する分析から区別して行うことを意味するからである。それはつまり、そうした道德現象の考察が、現代にも継承される「科学」としての学問観——個々の現象に対応する複数の「科目」の集合としての学問¹¹——を前提しつつ、この「科学」を構成する一科目として設定されることに等しかったといえる。

こうした当時の状況は、現代に繋がる近代的な「学問」観の流布において中心的な役割を果たした、福澤諭吉『学問のすゝめ』初編（明治5/1872）の内容から端的に看取される。次の文章で福澤は、「儒者和学者など」を批判する形で、今後必要となる学問の例として「地理学」「究理学」などととも「修身学」を挙げている。この「修身学」の語は、福澤が明治初年前後に Moral Science の訳語として用い始めたものと思われるが¹²、上のような形で「修身学」を定位することが、それを「科学」を構成する「科目」の一つとして描き出す意義を有していることは疑いない。

学問とは、唯むづかしき字を知り、解し難き古文を読み、和歌を楽み、詩を作るなど、世上に実のなき文学を云ふにあらず。これ等の文学も自から人の心を悦ばしめ随分調法なるものなれども、古来世間の儒者和学者などの申すやうさまであがめ貴むべきものにあらず。[中略]されば今斯る実なき学問は先づ次にし、専ら勤むべきは人間普通日用に近き実学なり。[中略] 地理学とは日本国中は勿論世界万国の風土道案内なり。究理学とは天地万物の性質を見て其働を知る学問なり。[中略] 修身学とは身の行を修め人に交り此世を渡るべき天然の道理を述たるものなり¹³

ここでの「修身学」が、現在の「倫理学」に対応することは言うまでもないが、ここで我々の注意すべき点は、このような「科学」の一科目としての「修身学」の発想は、その後において長く「道德教育」を指す語として「修身」が用いられる切っ掛けを作ることにもなった、ということである。そのことは、福澤の思想から多大な影響を受けたとされる、日本初の近代的学校法制「学制」（明治5/1872）で、小学校に「修身」科が、中学校に「修身学」科が設置されたことから明らかである。なぜなら、これは小学校の「修身」科が、上述のような「修身学」の初等的形態として位置付けられていることを証しているからである¹⁴。

当然ながら「修身学」は当初、他の「科学」的諸科目と同じく、主に大学等の高等教育・研究機関で教授・研究されるべきものとして想定されていたといえる。ところが、それはその登場の直後、小学校における道德教育と結びつけられたことで、事実上において二つの異なる文脈を背負わされるに至ったのである。即ち、それは道徳的な現象の「科学」的分析の試みであると同時に、その成果を概略的な形で小学校の児童に教授することを通じて、その道徳性の発達を促進する役割をも求められるようになった、と推測されるのである。

ここから本稿は、このような形で成立した「修身学」が、いかにして大学における「倫理学」と、小・中学校における「修身」へと分化してゆくかを確認する。それは、「修身学」の保有する上述の二側面——「科学」的な学問領域の一つであり、かつ小学校における基礎的な道德教育を行う科目でもある——が分離し、それぞれが異なる役割を持つ二つの科目として独立してゆく過程を見ることを意味する。しかしながら、そうした過程はまた、小学校での道德教育の延長線上において、より高度な道徳性を育てる役割を「倫理学」に付与する道を用意することにもなるのである。

1-1. 「修身学」から「倫理学」へ

前述の「修身学」の二重性は、早くは明治10年（1877）前後において、その「科学」としての側面と「道德教育」としての側面への分離を開始したように思われる。というのも、明治10年に開校された東京大学においては、既に科目名として「修身学」の代わりに「道義学」の語が用いら

れているからである¹⁵。なぜ「道義学」の語が東京大学で採用されたかは定かではないが、少なくとも確実であるのは、道徳現象を取扱う学問領域を指す語として「修身学」を用いることは、当時において一般に定着していた発想ではなく、その都度の個々の研究者の意見によって変動しうのような状態にあった、ということである。

そのことは、そのわずか4年後、東京大学の一期生である井上哲次郎が編纂した『哲学字彙』（明治14/1881）で、Ethicsに「倫理学」の訳語が充てられ¹⁶、その後一般的に通用するようになった事実からも知られる。「修身学」「道義学」ではなく、この「倫理学」の語が定着した理由としては、井上がその二年後に『倫理新説』と題した著作を発表し、実際に「倫理学」的な思索を具体的に展開したことが大きいと考えられる。即ち、彼は単に「倫理学」という学問領域の存在を指摘するのみならず、当該著作で自身の「倫理学」的思索がある程度まとまった形で提示することで、その後の倫理学研究の基礎を作ったのである。

しかしながら、それに関して我々の着目すべきは、そうした井上の「倫理学」の提唱において、道徳教育としての「修身」との区別が念頭に置かれていた可能性がある、という点である。次の文章は、『倫理新説』の「緒言」で、当該著作が「倫理ヲ以テ天地間一種ノ現象トシテ、其根底ノ有無如何ヲ論ズル」立場に依拠するものとして説かれている箇所であるが、ここではそれに対立するもう一つの「主義」として、「倫理ヲ以テ人ノ当ニ守ルベキ紀律トシテ、絶エテ其根底ヲ論ゼザル」立場が挙げられている。それが何を示しているかは必ずしも明瞭ではないが、その一形態が当時の小学校等における「修身」科における道徳の教授であることは間違いのないであろう。

凡ソ倫理ヲ講ズル法二種アリ、第一ハ倫理ヲ以テ人ノ当ニ守ルベキ紀律トシテ、絶エテ其根底ヲ論ゼザルナリ、第二ハ倫理ヲ以テ天地間一種ノ現象トシテ、其根底ノ有無如何ヲ論ズルナリ、此篇ハ第二ノ主義ニ本ヅキ、何ヲカ道徳ノ基址トナスベキヤヲ論ズ、道徳ノ基址トハ、善悪ノ標準ヲ謂フナリ¹⁷

そのことは例えば、明治13年（1880）に文部

省から発行された道徳教科書である西村茂樹編『小学修身訓』で、その教授方法が第一に「熟読暗記」に求められている事実からも看取される。この『小学修身訓』は、その表題の通り、日本で初めて小学校の「修身」用の教科書として公的編纂されたものであり、『論語』などの古典や西洋の倫理学書などに由来する格言・箴言集の体裁を取っている。しかしながら、いずれにせよそれを「熟読暗記」させるという教育の手法は、そこに示された道徳的規範・価値観の「其根底ヲ論ゼザル」ものであることは疑いない。

修身学ノ書ハ宜シク生徒ヲシテ熟読暗記セシムベシ。其意味深遠ニシテ。幼年生徒ノ理解スルヲ能ハザルノ語アルモ。常ニ之ヲ記憶シテ忘レザル時ハ。年長ズルニ随ヒ。漸々其意味ヲ了解スルヲ得。¹⁸

上の文章は『小学修身訓』の「凡例」の一節であるが、当該著作が「修身学ノ書」と位置付けられていることは、この著作が前述のような「修身学」の科学的・道徳教育的な両義性を継承している事実を示している。そして、井上による「倫理学」の提唱は、そうした「修身学」からの脱却の意図を含むものとして理解しうるだろう。つまり、明治初年に「科学」の一領域として日本に導入された「修身学」は、明治中期以降、その名称を小学校の道徳教育へと完全に譲り渡し、「倫理学」として自己を再定義するに至ったのである。

1 - 2. 「修身学」から「修身」へ

ところで、この『小学修身訓』の成立には、明治天皇が明治12年（1879）に提示した「教学聖旨」において、「学制」下における道徳教育の不備が指摘されたことの影響があると考えられている。というのも、この「教学聖旨」では、そのような不備の原因が、当時における「各科ノ学」の教育の偏重に求められ、それに対する「道徳ノ学」の教育の重要性が強調されたからである。当時において、このような道徳教育への問題意識はある程度一般に共有されていたとみられるが¹⁹、「教学聖旨」はそれが一つの社会的・政治的問題として顕在化するに至ったことを示している。

教学ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才藝ヲ究メ、以テ人道ヲ盡スハ、我祖訓國典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ、然ルニ輓近専ラ智識才藝ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷フ者少ナカラス〔中略〕故ニ自今以往、祖宗ノ訓典ニ基ツキ、専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ、道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ、人々誠實品行ヲ尚トヒ、然ル上各科ノ学ハ、其才器ニ隨テ益々長進シ、道德才藝、本末全備シテ、大中至正ノ教学天下ニ布滿セシメハ、我邦獨立ノ精神ニ於テ、宇内ニ恥ルコト無カル可シ²⁰

上記の「教学聖旨」の一節では、近年の学校教育を「智識才藝ノミ」を尊重し、「仁義忠孝」を軽視するものとしているが、これは「学制」への批判として正鵠を射ている点があるといえる。というのは、先に見た通り当時の「修身」科は元々「科学」の一科目としての「修身学」の初等的形態として成立したものであり、小学生に道德教育を施す科目である一方、「各科ノ学」の一つでもある、という二重的性格を保有していたからである。実際のところ、この「教学聖旨」も、「仁義忠孝」の教育を「道德ノ学」によるものとしている点では「学制」と等しいが、一方で「道德ノ学」と「各科ノ学」との区別が言及されたことは、数年後に起こる、道德教育と「倫理学」の分離を先取りしているといえるだろう。

そうした新しい傾向は、「教学聖旨」の「小学条目二件」と題された部分で、「仁義忠孝ノ心」を「脳髓ニ感覺セシメテ培養スル」べきことが主張されている点において明確に看取される。というのも、こうした主張は、道德教育を「各科ノ学」をはじめとする「智識才藝」の獲得とは明確に異なった形で行われるべきものとして描き出しているからである。つまり、その場合の「修身」科は、もはや「学」の教授としての性格は否認され、小学生の「仁義忠孝ノ心」の養成という側面のみが強調されることになるのである。

仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ、然トモ其幼少ノ始ニ、其脳髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非レハ、他ノ物事已ニ耳ニ入り、先入主トナル時ハ、後奈何トモ為ス可カラス、故ニ当世小学

校ニテ絵図ノ設ケアルニ準シ、古今ノ忠臣義士孝子節婦ノ画像写真ヲ掲ケ、幼年生入校ノ始ニ先ツ此画像ヲ示シ、其行事ノ概略ヲ説論シ、忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髓ニ感覺セシメンコトヲ要ス

先の『小学修身訓』で「暗記熟読」が道德教育の方法として想定されていたことは、この「教学聖旨」の発想を継承する側面があると推測される。というのも、それは小学校の「修身」科における教授を、「幼年生徒ノ理解」とは無関係に「脳髓ニ感覺セシメ」ることを目的にするものと考えられるからである。そうした手法の実効性はともかく、当時におけるこれらの議論が、「倫理学」とは逆の方向から「修身学」の二重性を問題化し、初等教育における道德教育の独立に繋がる道を開いたことは否定しがたいように思われる。

そのことは、この「教学聖旨」に対して伊藤博文が上奏した反論文「教育議」（明治12/1879）の内容からも看取される。なぜなら、そこでの伊藤の批判は、道德教育の主旨を「仁義忠孝ノ心」の養成に置くという「旧時ノ陋習ヲ回護スルカ若キ」主張に向けられており、「学制」における道德教育の欠点自体は否定していないからである。彼は、その改良に対しては、「読本ノ倫理風俗ニ係ル者ハ、其良善ナルヲ択テ之ヲ用ヒシメ」ることなど、漸進的な方法を取るべきことを主張してはいるが、道德教育の「科学」からの分離という「教学聖旨」の主題自体には、必ずしも反論を行っていないのである。

2. 明治中期における「倫理学」と「修身」

前節で本稿は、明治初年において道德現象を扱う「科学」の一科目として成立した「修身学」が、明治15年前後に至って、大学で研究・教授される学術領域としての「倫理学」と、小学校等で行われる道德教育としての「修身」とに分化したことを見た。我々はこうした分離の傾向を、明治14年（1881）の「中学校教則大綱」で、中学校の教科から「修身学」が排除されて「修身」に置き換えられたことにも窺いうる。これは、現代と同様の「倫理学」と「道德教育」の分離が、明治中期頃に思想的・制度的に確立されたことを示している。

しかしながら、そのことは必ずしも「倫理学」と「修身」の関連性が完全に否認されたことを意味しない。というのも、そうした両者の分離は、「教学聖旨」にも見えた通り、「各科ノ学」に属する前者に「仁義忠孝ノ心」の養成としての後者が先立つ、という関係により説明される一方、後者の「修身」は特定の「道徳ノ学」の立場に基づいて行われる、という循環的關係を前提してもいたからである。それは、当時の「倫理学」が「修身」で教育される内容をさらに深める役割を持つ学科として捉えられていたことを示している。

こうした両者の関係は、明治19年(1886)の「尋常中学校ノ学科及其程度」と「尋常師範学校ノ学科及其程度」で、尋常中学校と尋常師範学校に「倫理」科が設置された事実からも見て取れる。なぜなら、尋常中学校と尋常師範学校は、当時において小学校の卒業後に進む学校の代表的なものであり、「修身」の後に「倫理」を学ぶという構図が示されているものと考えられるからである。この「倫理」科で何が目的とされていたかは、この「倫理」科の教科書として編纂された『倫理書』(明治21/1888)から、その一端を窺うことができる。

一 道徳ヲ教フルノ法ハ、人ノ心裏ニ、正邪善悪ノ別ル所ヲ説キ、人ヲシテ、正善ニ就キ、邪悪ヲ避ケシメ、而シテ初学ノ者ニハ、専ラ实例ヲ挙ゲテ、其心ニ感動セシメ、以テ其行為ヲシテ、正善ノ慣習ヲ得セシムルニ在リ。故ニ其主トスル所ハ、思想、未ダ定マラズ、性質、未ダ熟セザル者ヲ誘掖スルニ過ギズ。ノ一 道徳ノ、倫理ニ於ケル關係ハ、密ナリト雖モ、其間、自ラ原理ト法則トノ區別アリ。倫理ハ、原理ニシテ、道徳ハ、法則ナリトスルヲ得ベシ。²¹

上の『倫理書』の一節を見ると、「倫理」科が「初学ノ者」に対する「道徳」の教育と明確に区別されていることがわかる。つまり、それは単に「心ニ感動セシメ」、「正善ノ慣習ヲ得セシムル」に止まらず、そうした「正邪善悪」の判断基準としての「道徳」の基礎にある、より根本的な「原理」である「倫理」を教えるものとされているのである。この『倫理書』は、そうした「倫理」の「要領」のみを説くに止まり、さらにその「蘊奥」を欲す

るものは、「高尚ナル哲学」に自ら参与すべきことが論じられているが²²、こうした記述は、この「倫理」が「倫理学」の初歩的内容を教授するものであり、「倫理学」と「修身」の間を繋ぐ科目とみなされていたことを示唆している²³。

こうした『倫理書』の議論は、明治中期における「倫理学」と「修身」の分離が、「倫理学」を「修身」科で教授される「道徳」の基礎となる「倫理」の「蘊奥」の探究とみなすことと並行して成立したことを示している。勿論、それは「倫理学」が一つの独立した学問領域であることを否定するものではないが、それに「修身」に続いて行われるべき、より高等な道徳教育の課程としての役割を付与したように思われる。ここから本稿は、そうした明治中期以降の「倫理学」における「道徳教育」的側面の発展について確認してゆく。

2-1. 「倫理」科の位置付け

先に本稿は、明治中期に「倫理」という科目が「倫理学」と「修身」を繋ぐ中間的な位置に配置されたことを、教育課程における後者から前者への連続的な発達が発見されたことの証左として指摘したが、そうした「倫理」科の位置付けには、一つの困難が含まれていたといえる。なぜなら、「倫理」科が「倫理学」の初歩としての性格を持つとすれば、その教授が「修身」と同様の道徳教育としての性格をいかにして持ちうるか、という問題が発生してくるからである。当然ながら、「倫理」科がそのような道徳教育としての性格を持たないとすれば、それは「倫理学」と「修身」を結ぶ役割は果たせないことになる。

そもそも『倫理書』は、当時の文部大臣だった森有礼の指示の下で、能勢栄を中心とした編集委員の執筆した草稿に、福澤諭吉などの有識者の意見を受けて修正を加えた上で発行されたものとみられている²⁴。しかしながら、その際に提示された意見には、『倫理書』が「倫理」の教授を主眼とするものとして定位されたことを、児童の「道徳」的な実践を指導すべき道徳教育の主旨に反する発想として疑義を呈するものが含まれていた。例えば、次の文章は福澤が森に対して送った批評文の一節であるが、その批評は第一に、当該著作が「人心の働を知りその運動の様を了解せしむ」方向に偏り、「徳心の発達を促す」という作用に欠くと

ころがある、という点に向けられている。

本書既に教科書の名あるからには之に由て少年学生輩の徳心を誘導して純良の君子たらしめんと目的なる可し然らば則ち徳行の條目を示し人たるものは斯くある可し斯くある可らずと丁寧反復その利害を説明して少年の心を薰陶するこそ徳育の本意なる可きに全編の文面を概すれば寧ろ心理学の解釈とも名づく可きものにして読者をして凡そ人心の働を知り其運動の様を了解せしむるには足る可しと雖も之に由て徳育の發育を促すの効用如何に於ては聊か足らざるものあるが如し²⁵

こうした福澤の指摘は、「倫理」と「道德」の区別を把握していない点では十分適切とは言えないが、少なくとも「倫理」科の教科書としての『倫理書』の重大な弱点を突いている。なぜなら、それが小学校の「修身」に続いて学ばれるべき、中学校における道德教育の中核を担う科目であるとするれば、それがどのような意味で「徳育の發育を促す」ものであるかという点は、必然的にその中心的な問題とならざるをえないからである。ところが、その点に関する言明は、『倫理書』において明確な形で窺うことはできないのである。

とはいえ、そのことは『倫理書』において、「倫理」を教授することの道德教育的意義に対する説明が全く欠如していることを意味しない。というのは、当該著作の内容を見ると、そこで目指されているのが、単なる「倫理学」の初歩的内容の教授ではなく、「倫理学」の見地に即して社会一般に共通する「行為の標準」を提示することにある、と知られるからである。そのことは、当該著作でそもそも「倫理学」という学問自体が、複雑な社会において「吾人日常ノ行為ヲ点檢」するための手段として、ある一定の「行為の標準」を示す試みと解されていることから見て取れる。

倫理学ハ、人生究竟ノ目的ヲ尋求スルニ非ズ、此目的ニ達スルノ道ヲ指示スルニアリ。之ニ達スルノ道ハ、即チ行為ノ標準ニシテ、以テ人々ノ行為ヲ繩シ、又以テ其正邪、善悪ヲ判別スルヲ得。[中略]／然ルニ社会ノ情形ハ、複雑極マリナク、人事ハ、千態萬状ニシテ、

人々、其境遇ヲ異ニスルガ故ニ、其行為モ、亦千萬ノ差異アリテ、一々其善ク究竟ノ目的ニ合スト否ヤトヲ判定スルニ困ム。故ニ予メ一條ノ標準ヲ定メ、之ニ由テ、以テ吾人日常ノ行為ヲ点檢セザル可ラズ。²⁶

この記述は、『倫理書』の目指す「倫理ノ要領」の提示が、学術的内容の解説にではなく、人々が自身の行為の「正邪善悪ヲ判別スル」ことができるようになる、という目的のために行われていることを示している。即ち、当該著作において行われる「心理学の解釈」に見える部分も、あくまで最終的に「古今東西、其最モ普通ニ行ハル所ノ標準」²⁷を指示する意図に即して行われるに止まり、その学説の検討自体は主眼とされていないのである。つまり、当時における「倫理」科の趣旨は、小学校で「修身」の課程を終えた学生に「倫理学」的知見に基づく「行為の標準」を授与し、自身の行動の善悪を自己判断する能力を涵養する、という意味での「徳育」を施すことに求められていた、と推測されるのである。

2-2. 「倫理学」の役割

こういうわけで我々は、当時の「倫理」科における「倫理学」と「修身」を繋ぐ中間課程としての役割を、上述のような「行為の標準」の授与という役割において見出しうるが、この発想が「倫理学」をそうした「行為の標準」を解明する学問分野とみなすことを前提していることは言うまでもない。この点に関して我々は、先の井上哲次郎『倫理新説』で、倫理学の課題が「善悪ノ標準」の解明に置かれていたことを想起する必要があるだろう。というのは、それは前述の『倫理書』の議論が、当時の「倫理学」の見地に沿っている事実を端的に示しているからである²⁸。

ところで、この観点からは、明治20年(1887)に日本初の哲学専修学校である「哲学館」²⁹を設立者した井上円了が、その同年に出版した『倫理通論』で、「倫理学」を「理論」に関する部分と「実用」に関する部分の二つを持つものとして説いていることが注目される。なぜなら、こうした彼の議論は、「倫理学」が道德現象を「理論」的に扱う「科学」としての独立性を持つと同時に、その成果を授与することで、現実の人間の行動を改良・指導する

という「実用」的な側面を保有していることを認めるものと理解されるからである。即ち、彼はまず学問（科学）に「理論学」と「実用学」の二種類があるとした上で、倫理学は「道德ノ性質規則ヲ審定スル」点では「理論学」に属するとともに、「倫理ノ規則ニ従ハシムルヲ教フル」点では「実用学」にも属している、と主張するのである。

凡ソ種種ノ事実ヲ考究シテ一定ノ規則ヲ立ツルモノ之ヲ理論学トシ其規則ヲ實際ニ応用シテ人ヲ命令指揮スルモノ之ヲ実用学ト云フ [中略] 今倫理学ハ種種ノ事実ヲ考見シテ道德ノ性質規則ヲ審定スルダケハ理論学ニ属スベキ理ナレドモ之ヲ審定スル外ニ人ノ行為挙動ヲ命令シテ倫理ノ規則ニ従ハシムルヲ教フルヲ以テ又之ヲ実用学ニ属サザルベカラズ [中略] 而シテ其理論ニ属スル部分ハ倫理学ノ主トスル所ニアラズシテ其之ヲ論ズルハ実用ノ目的ニ達スルニ必要ナルニヨルノミ³⁰

こうした井上の議論は、「人ノ行為挙動ヲ命令シテ倫理ノ規則ニ従ハシムルヲ教フ」という、ある種の教育的な役割を「倫理学」に認める点で、『倫理書』と軌を一にしている³¹。勿論、彼は「倫理学」の「道德ノ性質規則ヲ審定スル」という「理論」的側面をも認めるため、独立した「科学」としての役割を「倫理学」に与えてもいるが、彼はそうした「理論」的側面よりもむしろ、「実用」的側面を「倫理学」の主眼として捉えていたのである。また、我々はこれに関連して、彼が明治22年に設立された私立学校「郁文館」の「倫理」科の担当講師となったこと、その際に教科用書として『倫理摘要』と題された著作を明治24年(1891)に編述し、次のような形で「倫理学」と「修身」との関係論じている点に注目する必要がある。

凡そ学と称するものは理論に属し術と称するものは実際に属す [中略] 今倫理学は学の部門に入るべきや術の部門に入るべきやの問題を考ふるに学と術との二者に関係するものゝ如し [中略] 然れども余か茲に倫理学と題せしは実際の方法を講習するにあらずして道理を講究するにあれば固より之を学と謂ふへし若し其方法に至りては寧ろ之を修身の法、若

くは術と名けて倫理学と称せざるを適当なりとす³²

上記の文章で井上は、理論を純粹に問題にする「学」と、理論の使用法に関わる「術」との区別を念頭に置き、「倫理学」が「学と術との二者に関係するもの」であることを注意しつつ、「倫理学」が「学」に属する点で「術」としての「修身」と区別されることを述べている。彼が中学校の「倫理」科用の教科書でこのような議論を行ったことは、「倫理」科で教授すべき内容を「修身」から区別された「倫理学」に求めている事実を端的に示している。しかしながら、一方で彼がそれを「学と術との二者に関係する」ことを主張していることから、当該著作が倫理学の「実用」的側面を發揮する形で、中学生に「倫理ノ規則」を授与するという意味での道德教育を施すことを目的としていることを証するものと考えられる。

そうした井上の意図は、彼が『倫理摘要』の末尾で、道德に「時勢に應じて変遷すへき部分」と「変遷せざる部分」が存在すると指摘し、自身の議論を前者に関するものとして定位していることから窺える³³。なぜなら、彼は、そうした道德の「変遷せざる部分」を論ずることの目的を、読者がそれを「道德の標準」として会得し、自らの以後の行動の指針として用いることができるようにすることにある旨を述べているからである³⁴。このことは、彼が中学校の「倫理」科を、倫理学の「実用学」的側面の發露の場の一つとして想定していたことを示している。

2-3. 「倫理学」と「修身」の関係

上述のような形で「倫理学」の実用的な役割を説き、その役割を中学校の「倫理」科における教授に割り振る井上の議論が、当時においてある程度一般に共有されていたことは、吉見経綸『倫理学教科書』(1888)や須永金三郎『倫理学』(1890)等の同時期の倫理学書および「倫理」教科用書の中で、井上のいう「理論的倫理学」「実用的倫理学」と同様の二分法が提示されていることから看取される³⁵。中には、沢柳政太郎・本田信教『倫理書』(1891)のように、「倫理学」の学術的考究が実践上において持つ重要性を積極的に主張するものも含まれている³⁶。こうした状況は、当時における「倫

理学」の一学問領域としての独立が、「倫理」科・「修身」科における道德教育（教授）との連続性の形成と一体をなしていた事実を伝えている。

しかしながら、ここで問われるべきは、このような「倫理学」及び「倫理」科の道德教育的役割は、当時の「修身」科における道德教育（教授）とどのように結びつくものと考えられていたか、という点である。というのも、中学校・尋常師範学校での「倫理」科における「倫理学」の初歩的な教授の道德教育的役割が認められた場合、それが小学校の「修身」科で行われる道德教育をいかなる意味で深めるものとなるかが問題となるからである。もし、それが「修身」科の内容と直接的な関係を持たないとすれば、少なくとも「倫理学」が「修身」科よりも高度な道德教育としての側面を保有していた、とはいえないことになろう。

この点に関して本稿は、「倫理学」とほぼ同時期に「科学」として確立された「教育学」においても、「修身」「倫理学」の関係が論題に上げられていたことを指摘したい。日本における教育の科学的研究の端緒は、米国留学を経て明治12年(1879)に東京師範学校の校長となった伊澤修二が明治15年に出版した『教育学』(1882)に求められるが、この著作をはじめ、当時の教育学では「開発主義」と呼ばれる立場が主流をなしていたとされる。この「開発主義」は、若林虎三郎・白井毅『改正教授術』(明治16/1883)などに見えるように、児童の教育を人間の自然的な発達過程に沿う形で行うことで、その生得的な能力を開発することを主眼とするが、当然ながらこの「開発主義」の発想は、道德教育に対しても適用されることになる。

而シテ行為ノ極メテ単一ナルモノヨリ、次第ニ複雑ナルモノニ進ムノ順序ハ、修身教授上甚ダ有用ナルモノナレバ、左ニ之ヲ約記スベシ。ノ第一項、日々必用ノ行為ニシテ、既ニ確定セル様式アルモノ。ノ第二項、日々必用ノ行為ニシテ、略ボ一定セル様式アルモノ。ノ第三項、或ル場合ニ臨ミテ、必用ノ行為ニシテ、殆ド一定セル様式ナキモノ。ノ第四項、修身学上ノ原理原則ニ基キタル百般ノ善行美挙。ノ前ノ三項ハ、専ラ幼年期ノ行為ニ属シ、後ノ一項ハ、専ラ成人期ノ行為ニ属スルモノトス。³⁷

上の文章は、白井毅が明治22年(1889)に公刊した『小学修身科要旨』の一節であるが、ここでは人間の道德的な発達が、より単純な行為から複雑な行為への進展として説かれていることがわかる。しかしながら、その際に重要なのは、彼がその最終的な到達段階として「修身学上ノ原理原則ニ基キタル百般ノ善行美挙」を置いていることである。こうした彼の議論が、中学に「倫理」科が設置された当時の教育の状況を踏まえ、「修身」科と「倫理」科、ならびに「倫理学」との接続を念頭に置いたものであることは、翌年の『小学修身科細目』(1890)で、次のように件の「第四項」に属する行為を「倫理的行為」と称し、それと「倫理学」との関係に言及している点からも明らかである。

倫理的行為ハ小学期時代ニ於テハ殆ド望ムベカラザルガ如シト雖ドモ亦上級ノ生徒ニ向テハ倫理的初歩ノ行為ハ幾分カ之ヲ開発スルヲ得ベシ故ニ時々倫理的ノ初歩ノ教授ヲナスモ亦頗ル有益ノコトトナス但シ動モスレバ高尚ニ馳セ易キモノナレバ深ク此ニ注意セザルベカラズ且ツ其ノ教授モ倫理学ノ順序ニヨルヲ要セズ平易ナル格言又ハ解シ易キ理論ヲ授ケ以テ他日倫理学ヲ講ズルノ門戸ヲ開クヲ得バ即チ足レリ³⁸

この文章を見ると、白井が小学校の「修身」科における道德教育（教授）を、その後における「倫理学」の教授へと接続すべきものと想定していることは疑いない。先に我々は、明治初期の道德教育が、格言などの「暗記熟読」をその手法として採用していたことを見たが、明治中期以後においては、そうした方法はむしろ人間の自然的な発達から見て、より高度な次元に属するものとみなされる³⁹。そして、その最終的な到達地点は、「倫理学」的な原則に基づく、児童の自発的行為に求められるのであり、この意味で中学校の「倫理」科、ならびに大学の「倫理学」における教授・研究が道德教育上の重要課程として要求されるのである。

おわりに

以上、本稿は明治初期から中期にかけて一つの学問領域としての「倫理学」が成立する過程が、

小学校における道德教育を指す「修身」から区別された「科学」的研究としての「倫理学」の確立という意味を持つのみならず、「倫理学」の教授・研究におけるより高度な道德教育としての側面の展開という性格を保有してきていることを確認してきた。即ち、明治中期において「倫理学」は、児童・学生に対してある特定の道德規範や観念を身に着けさせる試みとしての「道德教育」から自らを区別し、道德現象を学術的に分析する「科学」の一科目として思想的・制度的に確立されたが、そのことは大学における「倫理学」と小学校の「修身」科の分断を意味するものではなく、むしろ後者から前者への発展過程が問題となることを意味していたのである。そうした「倫理学」の道德教育的側面に対する着目は、「道德」現象の基礎となる根本的原理としての「倫理」を問う「理論学」であると同時に、その作業を通じて一定の「道德ノ標準」を提示する「実用学」でもある、という当時の「倫理学」の一般的規定と不可分に結合したものであるとして、当時の倫理学研究の内容にも重大な影響を与えたと考えられる。

また、本稿において我々は一方で、そうした「倫理学」の道德教育的性格、または「実用学」的性格の具体化を、中学校（および尋常師範学校）の「倫理」科における教授において看取しうることを見た⁴⁰。換言すれば、明治中期における「倫理学」の「理論学」的・「実用学」的な二側面は、中学校での「倫理」科の教授と大学での「倫理学」の研究とにおいて、それぞれその実現の場を得ることになった、と理解しうるのである。そして、そのことは「倫理学」における「倫理」の学術的探究に、人間の道德性の最終到達地点たる「倫理的行為」の追求へと導くという意味での道德教育的な意義を付与する文脈を含んでいたといえる。

この意味で本稿は、明治中期における「倫理学」の確立を、「倫理学」がある種の高度な道德教育としての側面を保有するに至ったことと表裏一体をなす事態として把握しうると考えるが、それと

同時に我々は、そうした「倫理学」の道德教育的性格が、中学校における「倫理」科との接続を十分に前提したものとなっていた点をも注意しておく必要があるだろう。なぜなら、それは大学における「倫理学」の教授・研究が、単独ではそうした「倫理学」の道德教育的側面を果たしえないことを意味するからである。その場合、「倫理学」は他の「科学」と同様の「理論学」の一種として、純粋な「倫理」の学術的探究を主題とする学術領域として捉えられざるをえない。

この意味では、当時における「倫理学」の「道德教育」的側面の発達はまだ中途の段階にあったというだろう。しかしながら、このように「倫理学」が「倫理」科を通じて道德教育との積極的な結びつきを持ったことは、その後の「倫理学」の展開にも小さからぬ影響を及ぼしたように思われる。例えば、明治23年(1890)の「教育勅語」の発布以後、日本における道德教育は基本的にその主旨に則って行われるべきものとして定位されたが、そのことは必然的に「倫理学」と道德教育の新しい関係の形成——社会的な「道德の標準」を肯定する「理論」的基礎を提供すると同時に、それを乗り越える見地をもたらすものとして「倫理学」を再定義する——が、重要な学術的課題とならざるをえないことを意味するからである⁴¹。

そうした明治中期以降の「倫理学」の展開が、その「道德教育」的側面にどのような変化を与えたかを解明することは、今後の課題となる。その際には、そうした更なる「倫理学」の道德教育的側面の発展が、それに「高等教育における道德教育」の性格を付与するに至るものかが検討されなければならないだろう。その意味では、本稿は「高等教育における道德教育」という今日の課題に答えるための第一歩を踏み出すに過ぎないが、少なくともそれは従来の研究の盲点を指摘し、今後の新しい研究の方向を指示するものとして、今日の研究界に一つの寄与をもたらさうと思われる⁴²。

¹ 「道德教育は、[中略] 自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること」(文部科学省「小学校学習指導要領」第1章「総則」第1, 2017)

² 2001年に文部科学省が医学生の学習目標の体系と

して策定した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」では、その「基本事項」の一つに「医の倫理と生命倫理」が挙げられており、同カリキュラムの最新改訂版(2022)にも「生命倫理」の項が引き継がれている。

- 3 1999年に設立された日本技術者教育認定機構(JABEE)は、科学技術者の習得すべき知識・能力の一つに「技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者の社会に対する貢献と責任に関する理解」を挙げている(JABEE「認定のしくみ・認定基準」, 日本技術者教育認定機構HP, 2023/10/18参照, https://jabee.org/about_jabee/accreditation_system)。
- 4 文部科学大臣「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」第2節, 2014。
- 5 その例としては「はじめての大学生のための道德教科書」を自称する, 麗澤大学道德科学教育センター『大学生のための道德教科書』(麗澤大学出版会, 2009)などが挙げられるに止まる。
- 6 例えば, 2018年の「高等学校学習指導要領」における「公民」科の「公共」の内容に関する記述には, 「環境保護, 生命倫理などの問題を扱うこと」との指示が含まれている。
- 7 藤永芳純「道德教育の多義性」(『岩波応用倫理学講座6教育』, 岩波書店, 2005)は, 「倫理学の学会で小学校・中学校における教育が主要なテーマになり得ていないという事実」を指摘し, 「道德教育は大学ですることではない, 道德教育は小学校・中学校ですることである, などという考え方が, 大学生の(倫理学の専門家の)基本的な発想であろう」(167頁)と批判的に言及している。ただし, この論文でも「高等教育における道德教育」の問題は主題化されていない。
- 8 関西倫理学会の2014年度大会におけるシンポジウム「道德の教育」で中心的に扱われたのは小・中学校の「道德」の時間であった(関西倫理学会『倫理学研究』第45号, 2015)。また, 日本倫理学会の2015年度大会におけるシンポジウム「倫理教育の未来に向けて」で中心的に討議されたのは高校の「倫理」科目であった(日本倫理学会『倫理学年報』第65集, 2016)。
- 9 そうした研究の例としては, 子安宣邦「近代「倫理」概念の成立とその行方」(『思想』第912号, 岩波書店, 2000)や, 西悠哉「Ethics 概念の受容と展開」(『佛教大学大学院紀要_文学研究科篇』第38号, 2010)などが挙げられる。
- 10 本稿筆者は, この「修身」と「倫理学」の分化過程を「修身と規範科学の分離」(『哲学の探求』第44号, 2017, 139-158頁)と題した論文でも取り扱ったが, 本稿ではその過程を単なる「分離」ではなく, 倫理学の「道德教育」的側面の発展過程として捉えることを試みている。
- 11 「科学」としての学問観を日本で初めて具体的な形で提示した西周の講義草稿『百学連環』(1870-1873ごろ)では, 「従来此 Encyclopadia [百学連環]なる書は, 百般の学科を持って記せしものにして, 一々之を枚挙するに暇あらず」(『西周全集』第四卷, 宗高書房, 1981, 41頁, []内引用者補足)と述べられているが, これは当該著作が学問を「百般の学科」の集合として捉える発想に依拠している事実を示している。
- 12 慶応2年(1866)の『西洋事情』巻之二には「其学科ハ新古語ヲ探索シ文法ヲ学ヒ歴史ヲ読ミ理学, 作文学, 究理学, 修身学, 等ヲ研究ス」(尚古堂, 1870, 37頁)とある。また, 『福澤全集』第一卷(時事新報社, 1898)の「緒言」には, 明治初年頃にF. ウェーランドの著作“The Elements of Moral Science”を「修身論」と訳したことが紹介されている(72頁)。
- 13 福澤諭吉著, 富田正文編『学問のすゝめ』, 日本評論社, 1941, 98-99頁。
- 14 「修身学」の語は「学制」に先立ち制定された「大学規則」(明治3/1870)において既に使用されており, また同年の「中小学規則」には「修身」の語がない代わりに, 小学校では大学に設置された五つの学科の大意(「五科大意」)を教育すべきものとされていた。これは, 「学制」において小学校に導入された「修身」科が, 元来は大学における「修身学」科の「大意」に当たるものとして想定されていた可能性を示唆している。
- 15 江島尚俊「近代日本の大学制度と倫理学」(『田園調布学園大学紀要』第10号, 2015)は, 東京大学の前身となった開成学校において, 明治7年から10年にかけて「修身学」の講義が行われていたが, 東京大学の開校後に「道義学」に変更されたことが『東京開成学校年報』『東京大学年報』から確認できるとしている。
- 16 同書では, Moral Philosophy に対して「道義学」の訳語が充てられている。
- 17 井上哲次郎『倫理新説』, 酒井清造, 1883, 「緒言」。
- 18 西村茂樹編『小学修身訓』上, 文部省編集局, 1880, 1頁。
- 19 藤田昌士「修身科の成立過程」(『東京大学教育学部紀要』第8号, 1965)は, 「教学聖旨」以前にも, 文部省や各県の年報において「修身」科の不備・軽視に対する批判的な文言が見出されることを指摘している。
- 20 本項の「教学聖旨」および「教育議」からの引用は

全て『教育勅語渙発関係資料集』第1巻（国民精神文化研究所，1938）による。

²¹ 文部省編集局『倫理書』再版，文部省，1888，「凡例」1-2頁。

²² 「此書ハ，専ラ倫理ノ要領ヲ記スル者ニシテ，〔中略〕自他並立ノ進行，及発達，並ニ倫理ノ蘊奥ヲ極メント欲スル者ハ，須ラク高尚ナル哲学ニ就テ講究スベシ」（同上，「凡例」3頁）。

²³ 「高等師範学校ノ学科及其程度」（1888）は，尋常師範学校の卒業後の進路である高等師範学校の一学科に「倫理学」を設定している。

²⁴ 林子博「雑誌『国民之教育』にみる道德教育論争」（『日本の教育史学』第55集，2012）は，明治21年3月に『倫理書』の初稿が印刷され，識者の批判を踏まえて同10月に完成稿が出版されたものと推定している。

²⁵ 福澤諭吉「読倫理教科書」，『福澤全集』第9巻，国民図書株式会社，1926，420-421頁。

²⁶ 文部省編集局『倫理書』，前掲書，4-5頁。

²⁷ 同上，63頁。

²⁸ ちなみに，『倫理書』の編集委員の一人である菅了法は，明治21年の『倫理要論』で，「倫理学ノ目的トスル所ハ此ノ如ク世人熟知スル所ノ正邪善悪ニ就キテ子細ニ其理ヲ推明シ一個ノ基本ヲ建テ此ニ由リテ以テ其区分ヲ審カニスルニ在リ」（金港堂，1888，3-4頁）と述べているが，これも同様の発想を示すものと理解できる。

²⁹ 哲学館の「倫理学」担当講師だった嘉納治五郎は，『倫理書』の編集委員の一員でもあった。

³⁰ 井上円了『倫理通論』第一，普及舎，1887，9-11頁。

³¹ 「道德ノ原則ヲ論ズルニモ標準ノ標準原則ノ原則ヲ知ラント欲スルニモ純正哲学ニ入ラザルベカラズ」（『倫理通論』第二，366頁）のように「倫理学」の基礎に「哲学」（純正哲学）を置く点でも，同書は『倫理書』と共通している。

³² 井上円了『倫理摘要』，哲学書院，1891，2-3頁。

³³ 「道德を講ずるものは道德中に時勢に応じて変遷すべき部分と変遷せざる部分との二者あることを知らざるへからず古今の学者中其説の大に異なる所のあるは即ち変遷すべき部分にして其の説中合同する所のあるは変遷せざる部分と知るへし」（同上，153-154頁）。

³⁴ 「余か此論を講述せしは理論上研究する所，其説氷炭相容れざるものゝ如しと雖も其帰極する所一点にあることを知らしめんとするの意に外ならず故に余か望む所は世の道德に志あるものは実行を先きにし理論を後にし〔中略〕先つ之を其身に修め人をして皆道德の標準は我身にあり道德を学ふものは我か如くせよと云ふに至らしめんとするにあり」（同上，156-157頁）。

³⁵ 「倫理ヲ講スルニハ之ヲ二部ニ分ツヲ通常トス即チ理論部及実地部是ナリ」（吉見経綸『倫理学教科書』，德育書屋，1888，1頁）。

³⁶ 「或ハ倫理道德ノ人世ニ欠ク可ラサル所以ヲ知ルモ，而カモ倫理学ヲ講究スルコトノ必要ヲ認メサルモノアリ，〔中略〕倫理道德ノ実行ヲ期セサル可ラサルハ固ヨリナリト雖モ，亦倫理上ノ顧慮ト研究トハ決シテ欠クヘカラサルモノナリ」（沢柳政太郎・本田信教『倫理書』，文学社，1891，16頁）

³⁷ 白井毅『小学修身科要旨』，普及舎，1889，7-8頁。

³⁸ 白井毅『小学修身教科細目』第一，普及舎，1890，10頁。

³⁹ 白井は「格言」による教授を「倫理的行為ノ初歩」に属するとし，初歩的な道德教育には不適切なものと考えている（同上，18-19頁）。

⁴⁰ こうした倫理学の「実用学」的側面の具体化の試みの例としては，他にも西村茂樹が明治20年に結成した「日本弘道会」の活動などをも挙げうるだろう。

⁴¹ 森川輝紀・小玉重夫『教育史入門』（放送大学教育振興会，2012）では，「教育勅語」の過剰な神聖化が，「修身」を含む教育課程と，「倫理学」を含む学術的研究の「二元的分離構造」を引き起こす端緒になったとされている（134頁）。

⁴² 例えば，田島孝「井上円了の倫理学」（『井上円了選集』第11巻，東洋大学，1992）は，井上円了の『倫理摘要』で「修身」の意義が強調されたことを，彼の「倫理学」の立場を曖昧にするものとして批判的に論じている。

これに対して，河波昌「井上円了における初期倫理思想」（清水乞編『井上円了の学理思想』，東洋大学井上円了記念学術振興基金，1989）は，『倫理摘要』の「実践優位の立場」を積極的に評価しているものの，「倫理学」と道德教育との関係性そのものを主題化してはいない。